

公益社団法人静岡県薬剤師会 新型インフルエンザ等対策業務計画

平成 26 年 3 月 13 日制定

令和 2 年 4 月 9 日改訂

令和 8 年 4 月 9 日改訂

第 1 章 総則

1 目的及び基本方針

(1) 目的

公益社団法人静岡県薬剤師会（以下「県薬」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年 5 月 11 日法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 2 条第 8 号に基づく「指定地方公共機関」である。

新型インフルエンザ等が発生したときは、指定地方公共機関は、特措法に定めるところにより、その業務について新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有することとされており、また、指定地方公共機関は、特措法第 9 条の規定に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画の作成が義務付けられている。

この計画は、特措法及び静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画（令和 7 年 3 月改定；以下「行動計画」という。）に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において、行うべき業務に関し、必要な事項を定めるものである。

(2) 基本方針

行動計画の基本方針を踏まえ、感染の拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するため、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国、静岡県、地方公共団体及び指定地方公共機関等と相互に連携を図りながら、薬局における適切な調剤業務、その他医薬品の提供業務の機能が維持できるようにする。

また、業務の執行体制を確保するため、役員及び職員の職場における感染防止を徹底する。

(3) 業務計画の運用

新型インフルエンザ等は、未知の部分が多く、対応が長期化し、その中で状況変化が起こる可能性があることから、新型インフルエンザ等が発生したときには、この計画を基本としつつ、状況に応じて柔軟に対応する。

第 2 章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1 新型インフルエンザ等対策の実施体制（参集基準）

(1) 発生前の体制

新型インフルエンザ等対策を的確にかつ迅速に実施するため、静岡県薬剤師会新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

対策会議は、新型インフルエンザ等の発生に備え、医療提供体制、その他新型インフルエンザに関する対策を協議するとともに、静岡県、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人静岡県医師会等関係指定地方公共機関と相互に連携し、連携体制の確認、教育・訓練を実施する。

(2) 発生時における体制

新型インフルエンザ等が発生し、静岡県において県対策本部が設置されたときは、静岡県薬剤師会館に静岡県薬剤師会新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(3) 組織

ア 対策会議は、県薬の会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

イ 対策本部は、県薬の会長を本部長とし、総務班、情報連絡班及び活動調整班をもって構成する。

ウ 対策本部を設置したときは、県薬の理事及び職員は対策本部の業務に従事する。

【対策本部の業務分担】

班名	担当業務
総務班	庶務
情報連絡班	関係情報の収集、提供
活動調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡県対策本部、関係機関との連絡調整 ・ 会員及び薬局の活動状況の把握

2 情報収集・共有体制

(1) 発生前の体制

静岡県、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人静岡県医師会等関係指定地方公共機関との情報連絡体制を構築する。

新型インフルエンザ等に関する情報の入手先を確認（厚生労働省、国立感染症研究所等の政府機関及び静岡県）するとともに、静岡県、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人静岡県医師会等関係指定地方公共機関と情報交換を行う。また、得られた情報は、必要に応じて、この計画の見直しに役立てる。

【主な情報入手先】

内閣感染症危機管理統括庁	https://www.caicm.go.jp/citizen/influenza/index.html
外務省海外安全ホームページ	https://www.anzen.mofa.go.jp/
厚生労働省 感染症情報	https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html
国立健康危機管理研究機構 感染症情報提供サイト	https://id-info.jihs.go.jp/
公益社団法人日本薬剤師会	https://www.nichiyaku.or.jp/
静岡県感染症対策課 (新型インフルエンザ等関係)	https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shippeikansensho/kansensho/1067113/index.html

静岡県 感染症情報センター	https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shippeikansensho/kansensho/1003065/index.html
------------------	---

(2) 発生時における情報収集・共有体制

- ア 国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、適切に情報交換を行う。
- イ 必要に応じて、医療機関の運営状況、社会インフラ稼働状況、関係企業の運営状況等に関する情報を収集し、対策活動の実施に活かす。
- ウ 得られた情報は、必要に応じて、県薬の会員等に迅速かつ適切に周知する。

(3) 役員及び職員との連絡方法

役員、職員及びその家族の発症状況や、新型インフルエンザ等対策業務に従事できる可能性等については、メール又は電話等で確認する。

3 関係機関との連携

(1) 連携が必要となる関係機関

【連携機関】

機関名	電話番号	F A X 番号
静岡県健康福祉部感染症対策課	055-928-7220	055-928-7100
静岡県健康福祉部薬事課 (薬事企画班)	054-221-2410	054-221-2199
静岡県医薬品卸業協会	054-255-2707	054-251-6147
一般社団法人静岡県医師会	054-246-6151	054-245-1396
一般社団法人静岡県歯科医師会	054-283-2591	054-283-3590
公益社団法人静岡県病院協会	054-252-6326	054-266-3253
静岡県病院薬剤師会	054-654-3566	054-289-8115
公益社団法人日本薬剤師会	03-3353-1170	03-3353-6270
セコム(株)静岡南支店 (静岡県薬剤師会館の警備)	054-285-2228	054-287-4471

(2) 発生時における連携方法

- ア 県内の地域薬剤師会及び職域薬剤師会（以下「協力団体」という。）とは、メール、電話等を用いて常時情報交換を行い、十分な連携を図る。
- イ 必要に応じて、特定の協力団体と直接情報交換を行い、又は県対策本部による指示・要請により、必要な連携を図る。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法

(1) 準備期における対応

薬局における新型インフルエンザ等対策の体制整備の支援、役員及び職員の健康管理

と啓発等について、必要な措置を講ずる。

(2) 初動期における対応

県薬の会員、役員及び職員等に対して、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防のための留意事項等に関する情報を迅速かつ適切に提供するとともに、発生予防のための薬局からの啓発の徹底を図る。

【薬局による啓発】

- 手洗い、うがいの励行、咳エチケットの徹底
- 正しいマスクの使用など感染防御に関する知識の普及
- 新型インフルエンザ等に関する知識の普及

(3) 対応期における対応

静岡県健康福祉部感染症対策課、薬事課等連携機関と連携し、新型インフルエンザ等対策を実施する。

なお、感染症の状況（拡大・縮小）により、対応の強化と緩和が繰り返される可能性があることに留意する。

ア 新型インフルエンザ等に関する情報を迅速かつ適切に提供する。

イ 診断薬、治療薬の提供体制、ワクチン接種に係る連携体制等について行政と協議する。

ウ 薬局において感染の疑いのある患者が来局した際の対応の徹底を図る。

【患者への対応】

- 業務内容・体制について店頭掲示、HP への掲載など患者に周知する。
- オンライン服薬指導の活用、車内待機など接触機会の低減措置の実施
- 検査陰性の場合でも発熱者は隔離場所での投薬・服薬指導を検討する。
- 手指消毒装置の設置、適切な換気の実施（必要に応じてCO₂モニターの実施）
- マスクの着用、手指消毒、手洗いの励行
- 地域において適切な医療を受けられるようにするための患者への助言の徹底
- 発生時における医療体制に応じた薬局機能の維持の徹底
- 医薬品・衛生用品等の供給の徹底
- 在宅患者への訪問頻度、方法等についての調整

エ 薬局における感染拡大の防止の徹底を図る。

【自薬局内への感染拡大の防止】

- 薬局従業員のPPE・マスク着用、手指消毒、手洗い、うがいの励行の徹底
- パーティションの設置など必要に応じて物理的区分の実施
- 薬局内の消毒、換気等、衛生管理の徹底
- 薬局従業員の健康管理に努め、本人や家族等の罹患により欠勤する場合の業務継続の検討の徹底

2 感染防止対策の検討・実施

(1) 職場における感染防止対策

ア 職場に手指消毒用アルコール製剤を配置する。

イ 職場（休息室等を含む）の適正な換気の実施

ウ 職員に対し、健康状態の自己把握、マスクの着用、手洗い・うがいを励行するよう周知する。

エ 発熱等、疑わしい症状のある職員は、国の指針を参考に、必要に応じて出勤自粛を求める。

また、感染者が発生した場合、体外診断薬等による確認を検討する。

オ 新型インフルエンザ等に対する感染防止対策（役員・職員）については必要に応じて別に定める。

(2) 職員の勤務体制

新型インフルエンザ等の感染が拡大し、静岡県が新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言の対象地域等になった場合は一部の職員に対する時差出勤や在宅勤務等の勤務体制について検討する。

(3) 必要資材の備蓄

静岡県薬剤師会館に、感染防止に必要な消毒用エタノール、手指消毒用アルコール製剤、マスクなど必要な資材を備蓄する。

第4章 業務態勢

1 新たに発生する業務

(1) 感染拡大防止策

感染の流行のピークを抑えることや、感染者数を減少させるための感染拡大防止に関する業務。主なものは次のとおりである。

ア 感染拡大防止策の周知

イ 情報の収集及び提供

ウ 相談窓口の開設

エ 関係機関や施設等に対する感染拡大防止策の指導

オ 地域における医療連携の支援

(2) 危機管理体制上必要となる業務

新型インフルエンザ等の発生に伴う危機管理上必要な業務。主なものは次のとおりである。

ア 対策本部の設置

イ 職員の感染状況・出勤状況の把握

ウ 職員の応援体制

エ 静岡県、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人静岡県医師会等関係指定地方公共機関との連携

オ 会員薬局等における新型インフルエンザ等の感染症対応や会員の感染予防対策への支援

2 継続業務

県民の健康な生活の確保及び向上に必要な業務。主なものは次のとおりである。

研修等の実施にあたっては、web開催、人数制限などを検討する。

- (1) 薬業を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する業務
 - ア 医薬分業への対応
 - イ 健康保険法遵守の徹底
- (2) 薬事衛生の普及及び啓発に関する業務
 - ア 県薬のホームページの管理運営
 - イ 薬機法遵守の徹底
- (3) 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する業務
 - ア 医薬品に関する情報の収集及び提供
 - イ 医薬品に関する相談窓口の開設
 - ウ 調剤過誤防止対策の推進
 - エ 地域医療連携の推進
 - オ 在宅医療への対応

3 縮小業務

限られた職員で必要な業務を実施するため、業務の実施方法を工夫するなど縮小して実施する業務。主なものは次のとおりである。

- (1) 薬学及び薬業の進歩発展に関する業務
- (2) 公衆衛生の普及及び指導に関する業務
- (3) 災害時等の医薬品の確保及び供給に関する業務
- (4) 通常時の日本薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する業務
- (5) 会員の福利厚生業務
- (6) その他会員を対象とした共益に関する業務

第5章 その他

1 教育・訓練

- (1) 職員に対する教育の計画、実施

職員に対して、新型インフルエンザ等の基礎知識、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策、外出自粛などの公衆衛生対策等について教育を行う。

- (2) 訓練の計画、実施

必要に応じて、静岡県等と連携した訓練を計画、実施する。

2 計画の見直し

- (1) この計画は、訓練等の実施結果や、新たな情報等を踏まえ、適切に見直すものとする。
- (2) この計画の見直しは、理事会の決議を経て行う。